

豚流行性下痢の発生を契機とした総合的防疫体制の構築

県央家畜保健衛生所

辻 寛子 中原 祐輔
山本 禎 米持 修
篠崎 隆 和泉屋 公一
吉田 昌司

はじめに

豚流行性下痢（以下、PED）は、PEDウイルスが感染し、豚に嘔吐や下痢等を引き起こす疾病で家畜伝染病予防法の届出伝染病に指定されている。平成25年10月、沖縄県で7年ぶりに発生が認められて以降、全国へまん延し、平成26年12月21日までの間に39道都県、延べ852農場で発生が報告されている。また、今般流行したPEDは、哺乳豚に高率な死亡等を引き起こすことから、社会的に甚大な影響をもたらしている。

本病まん延の主な要因は、「発生農場間における豚や精液の流通」、「家畜運搬車両や飼料運搬車両等の移動」、「共通のと畜場、糞尿処理施設、堆肥化処理施設の利用による交差汚染」及び「農場関係者の出入りまたは野生動物による伝播」であったことが報告されている²⁾。

平成26年5月、管内の一養豚場でPEDが発生した。当該農場の所在地は本県においては比較的養豚密集地域であったが、周辺農場へのまん延はなく、一例で終息した。これは全国的な流行以前から、当所が推進した「養豚関係者が一丸となり防疫対策の強化による総合的防疫体制の構築によるもの」と考えるので、その概要を報告する。

全国的な流行以前からの総合的防疫体制の構築

県内発生以前から、本県へのPEDの侵入とまん延防止を図るためには、各々の生産者だけが防疫対策を講じるのではなく、全ての養豚関係者が一丸となり一層の防疫対策を強化することが重要と考えた。そこで当所は、平成25年12月から「生産者一家畜運搬者一と畜場等への情報発信の拡大」、「と畜場における消毒等の強化」及び「発生地域における自衛防疫対策の強化」の3つに重点を置いた総

合的防疫体制の構築の取り組みを推進した（図1）。

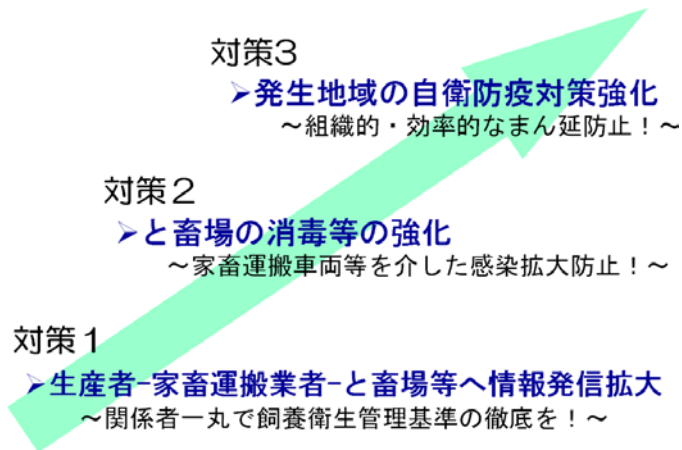


図1 総合的防疫体制の構築

1 情報発信の拡大

当所における平常時の情報発信は、広報紙を用いて監視伝染病の発生情報等を生産者、獣医師、市町村及び農協等へ郵便等で送付している。しかし、今般のPED流行以後は、県内への侵入防止対策に万全を期するため、広報紙による定期的な情報発信だけでなく、ファクシミリも利用し、と畜場、食肉衛生検査所、家畜運搬者及び飼料運搬者等多くの養豚関係者へ情報提供先を拡大して発信し、各々がそれぞれの役割を認識し、同時期に複数層で対策を実施するよう周知や注意喚起を行った（図2）。

情報発信は、平成25年11月から平成26年12月までに、広報紙を6回発行、ファクシミリを25回送信、さらに、生産者や農協等による勉強会の機会を捉えた情報発信を延べ25回実施し、計56回行った。情報の内容は、全国や近隣県における発生状況を当所で取りまとめたものに加え、本病の特徴、防疫対策のポイント（早期発見・早期通報、飼養衛生管理基準の徹底、適切な消毒方法及びワクチン接種等）及び養豚関係者が一丸となり一斉に取り組む重要性を周知した。このことにより、生産者や関係機関とより一層の密なコミュニケーションが図られ、養豚関係者全体で実施する防疫対策の重要性に対して理解が得られ、車両等の消毒が徹底された。

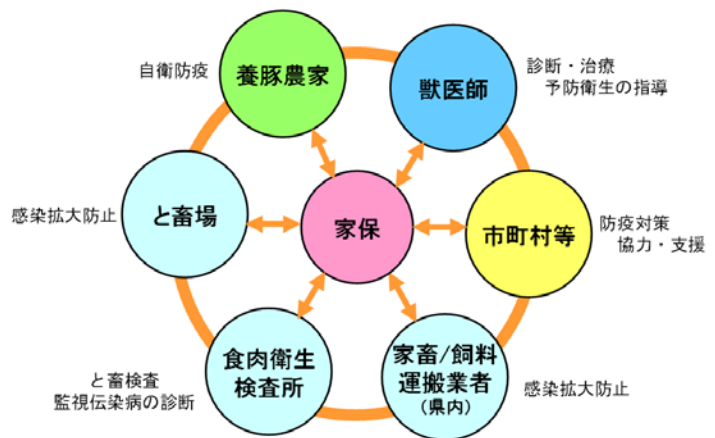


図2 情報発信の拡大

2 と畜場における消毒等の強化

県内におけると畜場は、年間約54万頭の豚を処理する(株)神奈川食肉センター(以下、KMC)と、年間約13万頭の豚を処理する横浜市中心卸売市場食肉市場(以下、横浜市と畜場)の2箇所がある。各と畜場の産地別搬入割合は、KMCでは約52%が関東地域(神奈川県を除く)、約27%が東北地域等¹⁾、横浜市と畜場では約60%が関東地域(神奈川県を除く)等³⁾から搬入されており、県外の生産地から多くの豚が搬入されている(図3、4)。これらの地域では、今般のPEDの発生が認められていることから、県内養豚場へと畜場及び家畜運搬車両等を介したウイルス伝播が危惧された。

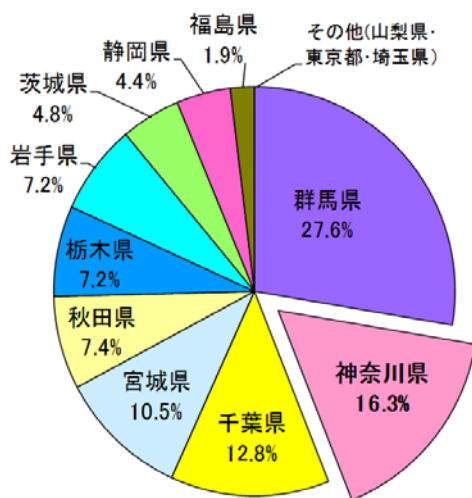


図3 KMCにおける産地別搬入状況

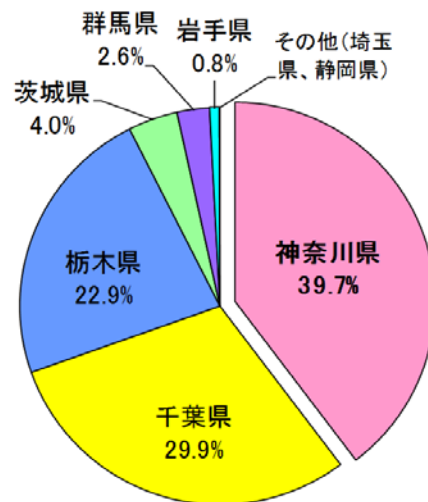


図4 横浜市と畜場における産地別搬入状況

そこで当所は、と畜場における消毒等を強化するため、と畜場を利用する家畜運搬者や利用者向けにPED対策の要点をまとめたリーフレットを作成した(図5)。また、各と畜場の施設管理者に対し、家畜運搬者等へのリーフレットの配布や場内掲示を依頼するとともに、併せて、家畜運搬車両の交差汚染防止、車両・手指・靴底の消毒徹底等の防疫対策の継続的な実施について協力を要請した。さらに、車両等の消毒実施状況について、関東流行前の平成26年1月、関東流行時の平成26年4～5月、今季流行前の平成26年11月の各3回、計6回場内に立ち入りし、確認を行った。

県内と畜場へ出荷を行う運搬業者の皆様へ
神奈川県 家畜保健衛生所からのお願い!

豚流行性下痢(PED)
感染拡大を防止するために!

- 1 豚を出荷した後は、家畜運搬車の洗浄、消毒を必ず行ってから、帰路についてください。
洗浄場所が込み合っても、必ず洗浄、消毒をしてください。
- 2 出荷後に畜産関係者が集まる会議等に出席する場合は、長靴の履き替え・消毒及び、作業着の更衣を必ず行ってください。
- 3 作業が終了し事業所等に戻った際は、長靴の履き替え、作業着の更衣を必ず行い、使い終わった長靴、作業着も必ず洗浄(洗濯)、消毒してください。
- 4 さらに、運転席等の足元マットなどについても洗浄、消毒を必ず行ってください。
- 5 家畜運搬車は複数の養豚農場に立ち入らないようにしてください。

PED対策は養豚農場のみならず、全ての養豚関係者が一丸となった対策の徹底が重要です!
皆様の御協力をお願いします!

問い合わせ先

○神奈川県 環境農政局 農政部 畜産課 安全管理グループ
電話 045-210-4518 ファクス 045-210-8850

○神奈川県 県中央畜産保健衛生所
電話 046-238-9111 ファクス 046-238-9124

○神奈川県 湘南畜産保健衛生所
電話 0463-58-0152 ファクス 0463-58-5679

図5 と畜場利用者に向けたリーフレット

(1) KMCにおける消毒等強化

KMCでは、家畜運搬者は場内に設けられた消毒設備を用いて、単に車両の洗浄や消毒等を実施していた。しかし、今般のPED流行以後は、施設管理者の指示により、家畜運搬車両は搬入出入口から車両洗浄場へ向かう際の進行方向を一方向に定め、家畜積載車両と消毒済み車両が交差しないよう工夫された。また、搬入出入口の車両消毒ゲートは、消毒噴霧時間の延長と水圧の上昇、車両洗浄場では、動力噴霧器の増設と消毒専用場所が確保され、洗浄・消毒が徹底された。さらに、精肉業者専用の出入口においても、消毒槽を用いて消毒の徹底が励行された（図6）。

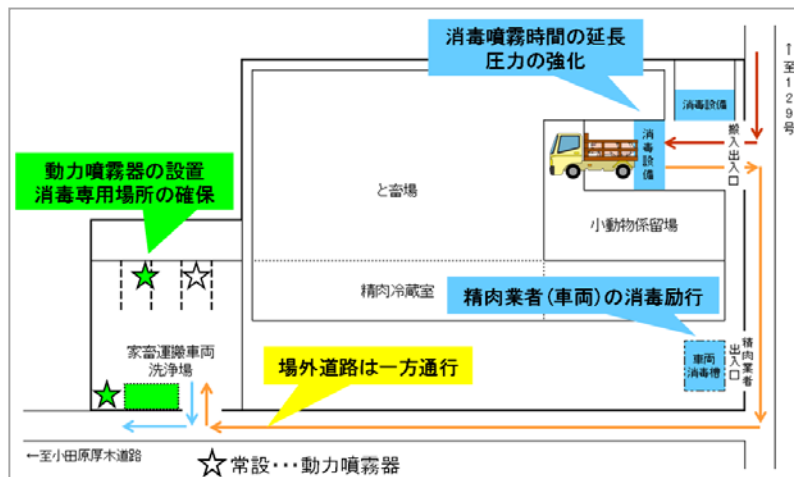


図6 KMCにおける消毒等強化の状況

(2) 横浜市と畜場における消毒等強化

横浜市と畜場では、家畜運搬者は場内の消毒設備等を用いて、単に車両の洗浄や消毒等を実施していた。しかし、今般のPED流行後は、施設管理者の指示により、と畜場出入口に消毒マットの設置、車両洗浄場に移動式動力噴霧器や肩掛け噴霧器等の増設、車両消毒用ゲートの出口側に消毒スイッチが増設された。車両消毒用ゲートでは、自ら消毒噴霧時間の延長が可能になったことから、ロング車両でも余裕をもって消毒できるようになった。さらに、係留施設では、市衛生部局の協力により、発生農場と未発生農場で搬入時間や搬入レーンの区分使用がなされ、交差汚染防止対策が実施された（図7）。

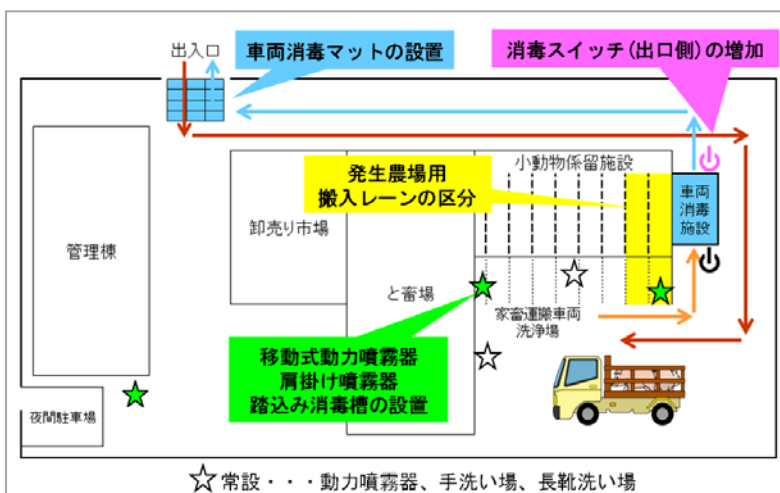


図7 横浜市と畜場における消毒等強化の状況

3 発生地域における自衛防疫対策の強化

発生地域には、共同の堆肥化処理施設（以下、共同堆肥舎）を利用する養豚場が6戸あり、この地域の生産者団体は、日頃より当所職員を講師とした衛生勉強会や疾病の発生情報等を共有し、自衛防疫対策に取り組んでいる。

地域内の農場でPEDが発生した際は、生産者から家保へ早期に通報がなされたと同時に、周辺農場にも情報を共有した。発生直後から生産者、堆肥生産組合員、市・農協、家畜運搬者及び当所により、地域の養豚関係者全員が一体となり周辺農場や周辺地域へのまん延防止と発生農場の早期沈静化を目指すため、防疫対策の協議を行った（図8）。協議内容は、①共同堆肥舎に動力噴霧器を設置し、車両等の消毒を徹底すること、②各農場入口に石灰帯等による消毒ゾーンを設置し、畜舎内の消毒を徹底すること。③共通のトラックや人は往来を制限すること、④発生農場の生糞は、十分な安全性が確認されるまで、移動を自粛し、農場内で十分な堆肥化を実施することの4つの取り決めを行い、地域一体となった自衛防疫対策の強化を図った。

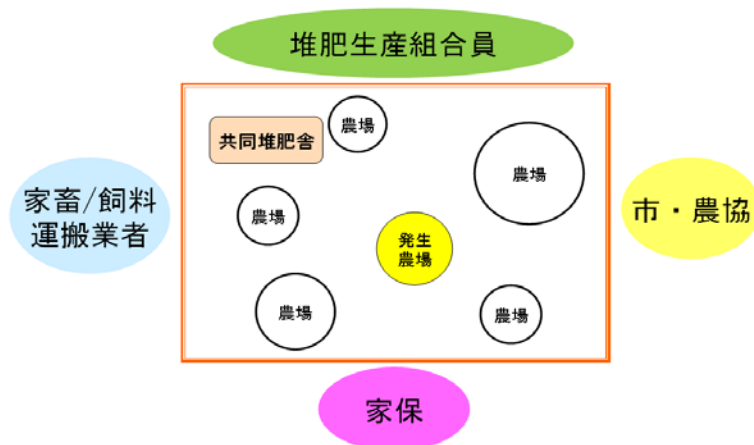


図8 発生地域における自衛防疫対策の協議

まとめ

当所では、PEDが全国的に流行する以前より、生産者、家畜運搬者及びと畜場等の養豚関係者が一丸となり、複数層で防疫対策を徹底し、本県へのウイルス侵入防止に努めてきた。しかし、関東地域での流行ピーク時に、管内において発生が認められた。発生地域では、発生農場における防疫対策だけでなく、周辺農場や共同堆肥舎を含め地域一体となった自衛防疫対策の強化を図ったことにより、感染の拡大は認められず、一例で終息した。

全国では新たな発生や再発が相次いで報告されているが、本県における発生は一例に留まった。これは、各々の養豚関係者が防疫対策の重要性を認識し、かつ、一丸となった防疫対策を継続して実施してきたことが、新たな発生を防いでいるためと考えられる（図9）。

最後に、養豚業界は日頃より様々な疾病対策に追われている。今回構築された総合的な防疫体制は、PED対策に限らず、口蹄疫などの重要疾病から慢性疾病対策にも幅広く有用であることから、引き

続き関係者一体となって、さらに強化・推進を図っていききたい。

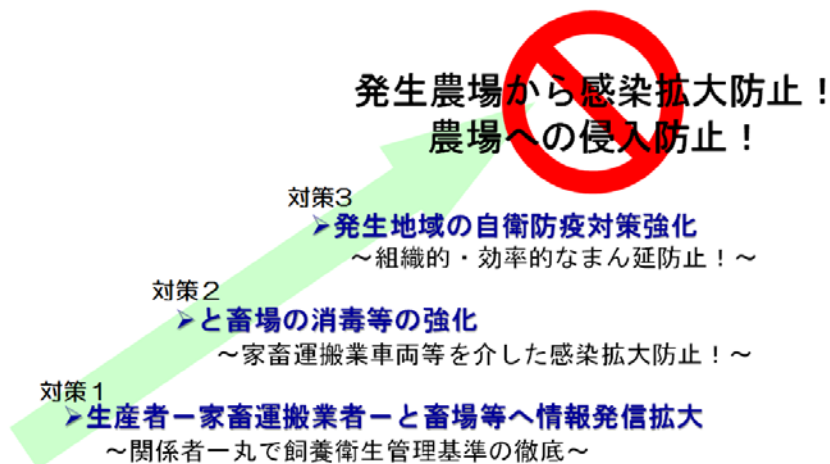


図9 総合的な防疫体制の構築

参考文献

- 1) 神奈川県食肉衛生検査所：平成25年度事業概要
- 2) 農林水産省：豚流行性下痢（PED）の疫学調査に係る中間取りまとめ、平成26年10月24日
- 3) 横浜市食肉衛生検査所：平成25年度事業年報